

法第 5 5 条 第 5 6 条 第 5 6 条の 2 建築物の各部分の高さ 工作物（広告塔）

斜線制限における工作物（屋上広告塔）の取扱い

建築物の屋上の外部の全てを覆う広告塔（看板）について、次に該当するものは工作物とみなし、法第 5 5 条、第 5 6 条及び第 5 6 条の 2 は適用しない。

- ① 外壁との間に 3 0 cm 以上の隙間があり、分離していることが外部から確認できること。
- ② 建築物本体と構造的に分離しており、外壁と一体化していないこと。